

令和6年6月28日

中部運輸局

連絡先：

国土交通省 中部運輸局 自動車技術安全部

技術課 藤墳、板羽

TEL 052-952-8043

自動車検査証の有効期間を延長します

～令和6年6月の大雨を受けて～

令和6年6月の大雨に伴い、中部運輸局静岡運輸支局浜松自動車検査登録事務所（静岡県浜松市中央区流通元町11-1）に避難指示が発令されたことから6月28日の業務を中止しました。このことから、当該事務所が所管している地域^{*}に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和6年6月28日から同年6月30日までの自動車について、令和6年7月1日まで自動車検査証の有効期間を延長します。

※【対象地域】 浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、周智郡

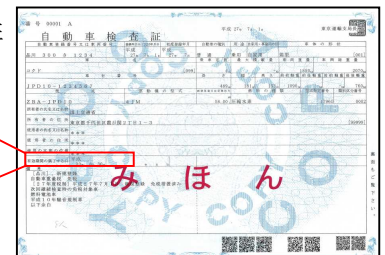
1. 令和6年6月の大雨に伴い、浜松市内に避難指示が出たことにより、中部運輸局静岡運輸支局浜松自動車検査登録事務所においては、利用する皆様方の安全に配慮し庁舎を閉庁したところですが、このため、対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車は、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生じるおそれがあります。したがって、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を延長することとし、本日公示したのでお知らせします。

○ 対象となる自動車

対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和6年6月28日から同年6月30日までのもの

（有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。なお、電子車検証の場合は自動車検査証記録事項もしくは車検証閲覧アプリでご確認ください。）

有効期間の満了する日	令和6年6月28日
------------	-----------



○ 延長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間を満了する日を、令和6年7月1日まで延長

○ 継続検査の手続き

対象となる自動車については、令和6年7月1日までに継続検査を受検すれば引き

続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○ 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが7月1日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

2. なお、今後の状況に応じ、有効期間の再伸長及び対象地域の拡大等を検討してまいります。

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

- 第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。
- 2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の主な例

- 令和5年6月の大雨により、静岡県浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、周智郡に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和5年6月2日から6月4日までの自動車については、令和5年6月5日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和5年6月の大雨により、愛知県碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、豊田市、岡崎市、額田郡幸田町に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和5年6月2日から6月4日までの自動車については、令和5年6月5日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和4年9月の台風15号により、静岡県静岡市葵区、清水区、島田市川根町家山、榛原郡川根本町壱町川内に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和4年9月23日から10月2日までの自動車については、令和4年10月3日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和4年9月の大雨により、静岡県浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、周智郡に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和4年9月2日から9月4日までの自動車については、令和4年9月5日まで自動車検査証の有効期間を伸長。

(参考3) 静岡運輸支局長の公示

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和6年6月28日から同年6月30日までのものは、令和6年7月1日をもって満了するものとする。

記

浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、周智郡

令和6年6月28日

中部運輸局 静岡運輸支局長